

新潟県立糸魚川白嶺高等学校 2 年次修学旅行委託プロポーザル募集要項

1 旅行の概要

- (1) 旅行名 新潟県立糸魚川白嶺高等学校 令和 6 年度 (2024 年度) 修学旅行
- (2) 旅行の目的
ア 九州(長崎・熊本)を訪れ自然、産業、文化、歴史についてその特色を学ぶ。
イ 戦跡・歴史的遺跡を訪れ、戦争体験を聴くことで、生命や平和の尊さを学ぶ
ウ 自然災害等における、防災・減災への取り組みを学ぶ。
- (3) 旅行期間 令和 6 年 (2024 年) 12 月 3 日(火)～12 月 7 日(土)の期間で連続する 3 泊 4 日
令和 6 年 (2024 年) 12 月 10 日(火)～12 月 14 日(土)の期間で連続する 3 泊 4 日
(上記の日程から 1 回)
- (4) 参加人数 生徒 113 名 (予定) 引率教員 5 名 (予定)
- (5) 見積限度額 生徒一人あたり 11 万円 (消費税及び地方消費税を含む) を基本とするが、超える場合は超過の理由を示すこと。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社(営業所又は事務所を含む)を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去 5 年以内(平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行(修学旅行を含む)の受託実績があること
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく精算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、以下のとおり説明会を実施する。

- (1) 日時：令和 5 年 4 月 26 日(水) 16 時 00 分～
- (2) 会場：新潟県立糸魚川白嶺高等学校 視聴覚室

※ 仕様書を提示し説明を行うので、本プロポーザルに提案を希望する者は必ず参加願います。参加する場合は、4 月 21 日(金)13 時までに 12 に記載の問合せ先へ団体名、参加者名、連絡先電話番号、FAX 番号をファックスにて連絡願います。(様式任意)

4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

- (1) 参加申込
ア 提出書類 各 1 部
(ア) 別紙様式 1 「参加申込書」
(イ) 別紙様式 2 「会社概要」
(ウ) 別紙様式 3 「業務実績一覧表」
イ 申込期限：令和 5 年 5 月 11 日(木) 12 時(必着)
ウ 申込先：問合せ先と同じ
エ 申込方法：郵送(持参不可)
- (2) 提案資格の確認結果の通知
参加申込をした者全員に対し、5 月 12 日(金)までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

5 募集要領の内容についての質問受付及び回答

- (1) 質問の受付(様式任意)
ア 提出期限：令和 5 年 4 月 27 日(木) 16 時
イ 提出先：問合せ先と同じ
ウ 提出方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール
- (2) 質問への回答
ア 回答日：令和 5 年 4 月 28 日(金) 17 時
イ 回答先：上記 3 の説明会の全参加者

6 企画提案書作成要領

- (1) 提出書類
ア 企画提案書 6 部(以下の事項について、それぞれ具体的にあるもの)
(ア) 基本的な考え方
修学旅行に対する基本的な考え方や方針
(イ) 実施体制
①現地旅行会社(協力会社)及びコーディネーターの体制
②添乗員の実績及び体制
(ウ) 行程
①交通手段
②宿泊施設の概要、安全性
(エ) 事前・事後研修、現地研修
①研修の内容やねらい、効果
②研修の実施方法や創意工夫点、特色等
(オ) 安全管理
①旅行中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
②保険の内容
- イ 見積書 2 部
交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表印を押印すること。(様式任意)

(2) 提出期限

- ア 期限：令和5年5月17日(水) 15時(必着)
- イ 提出先：問合せ先と同じ
- ウ 提出方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

- ア 参加者は2つ以内の提案までできる。
- イ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

7 ヒアリングの実施

提案者に対しては、提案内容のヒアリングを実施する。

- ア 実施期日：令和5年5月19日(金) 14時00分～
- イ 会場：新潟県立糸魚川白嶺高等学校 視聴覚室
- ウ その他：詳細については別途通知する。

8 審査要領

(1) 審査方法

下記の(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点	計
基本的構想	①修学旅行業務に対する基本方針・考え方が明確である。	5	10
	②様々な問題を考慮した構想になっている。	5	
行程	①スムーズで無理のない行程である。	5	10
	②負担の少ない交通手段が確保されている。	5	
宿泊施設	①活動日程にあった宿泊先が確保されている。	5	20
	②宿泊先の安全性は確保されている。	5	
	③宿泊先での活動がスムーズに行われる配慮が確保されている。	10	
危機管理体制	①緊急時の指示系統や連絡体制が明確である。	5	15
	②航空機の欠航等に対応する保険の内容が十分なものになっている。	5	
	③出発地から、複数の添乗員と看護師が同行する。	5	
現地研修	①研修内容への事前のアドバイス体制が適切に提案されている。	10	25
	②研修内容にかたよりがなく、多様な経験をできるものとなっている。	5	
	③生徒の負担を考慮した、安全な行程となっている。	5	
	④創意工夫がなされ、特色ある提案となっている。	5	
費用	①修学旅行のねらいを達成するための適切な価格のプランである。	10	10
事前・事後 研修	①生徒にとってプラスとなる事前・事後学習の提案がある。	5	10
	②事前学習の段階から本校と協力して準備にあたる体制ができている。	5	
計		100	100

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。(別紙様式4)

10 日程

- ア 説明会 令和5年4月26日(水)
- イ 参加申込 令和5年5月11日(木)
- ウ 参加資格の審査・確認結果通知 令和5年5月12日(金)
- エ 企画提案書の提出 令和5年5月17日(水)
- オ ヒアリング実施 令和5年5月19日(金)
- カ 審査結果通知 令和5年5月24日(水)

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行ったと特定した者と委託契約の締結交渉を行う。(契約書の作成要)ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することになった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場がある。

12 問合せ先

〒941-0063 新潟県糸魚川市清崎9番1号
 新潟県立糸魚川白嶺高等学校 担当：寺嶋 正勝
 電話番号 025-552-0046
 FAX 025-553-1102
 メール terashima.masakatsu@gs.nein.ed.jp

13 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込を辞退する場合は、別紙様式5「プロポーザル参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とすることがある。

- ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者
- エ 本要領中1(5)の見積限度額を超えた見積額を提案した者